

# 『法華經直談鈔』における「陀羅尼品」解釈の検討

## 『法華經鷲林拾葉鈔』との対比から

藤井教公

### はじめに

筆者はこれまでに、天台宗談義所における談義講説の所産として成立した談義本の一つである天台僧栄心（?—一五四六）によってまとめられた『法華經直談鈔』（以下、『直談鈔』と略）を取り上げ、これまでに「方便品」「提婆達多品」「寿量品」「普門品」について、その内容検討を行ってきた。本稿は同書の内容検討の一環として「陀羅尼」を取り上げ、その内容について検討を加えたい。本書は尊舜（二四五—一五二四）の『法華經鷲林拾葉鈔』（以下、『鷲林拾葉鈔』と略）と内容上の関係が深いことが知られていたが、発表者のこれまでの検討によってもそのことが裏付けられている。<sup>①</sup>それゆえ、本稿においても『鷲林拾葉鈔』と対比し、どの程度に内容上の影響を蒙っているかということも検討したい。

### 一 本書における「陀羅尼品」の構成

現行『妙法蓮華經』二十八品中の第二十六に配置される「陀羅尼品」は、如来滅後の『法華經』の行者を菩薩や神々などが陀羅尼呪によって守護すると説く品である。具体的には、藥王菩薩と勇施菩薩の二聖、毘沙門天と持国天の二天、それに鬼子母神と十羅刹女がそれぞれに神呪を説いて法華經修行者を守護するという。その「陀羅尼品」について、『法華經直談鈔』十卷本末は、第十卷の末に以下の十一項目によって講説している。

- 一 陀羅尼翻總持事
- 二 陀羅尼真言咒明云事
- 三 咒軍中密語如事（ママ）
- 四 梵語之事
- 五 金錢比丘之事
- 六 陀羅尼不翻五義事
- 七 十羅刹之事
- 八 迦利帝之事
- 九 三時沐浴之事
- 十 宝老梵志得珠事
- 十一 二門口月八三事

一方、『鷲林拾葉鈔』は「陀羅尼ハ捨惡持善ノ義總持不忘ノ義事」から「斗秤欺誑人ノ事」までの七項目になっている。しかし、項目数は少ないものの、一項目づつの内容量が多いので総量的にはややこちらの方が上回っている。

ところで、本書『直談鈔』も『鷲林拾葉鈔』も最初の項目の前に「来意」を説明しているが、その内容は両者は同趣旨である。元来、「陀羅尼品」は他の品とのつながりが緊密ではないので、前品の「普門品」の次に来る必然性は余りないといえよう。<sup>(2)</sup> 智顛『法華文句』(以下、『文句』と略)は来意に触れず、湛然の『法華文句記』(以下、『文句記』)でも、『文句』が「惡世の弘經は喜んで悩難多し。咒を以て之を護り、道をして流通せしむるなり」(『大正藏』三四、一四六c)と述べている部分を、「三に「惡世」の下、二重を総攬し、以て来意を明かす」(同前書、三五八a)としているだけである。

以上の来意段の後に、『直談鈔』は行者守護について内禁と外護の二種があることを述べるが、ここまですぐいわば本品についての序で、以下が十一項目を設けての解釈である。

## 二 「陀羅尼品」の内容検討

『直談鈔』は上記のように「陀羅尼品」に十一の項目を設けて解釈しているが、このうち、第一の「陀羅尼翻總持事」から、第四の「梵語之事」までの内容は、大きくいえば釈名

段で、陀羅尼咒という語について、主に『文句』や『文句記』などを引いて解釈を加えている。そして第五の「金錢比丘之事」以降が入文解釈段に相当する。これは『直談鈔』と内容上密接な関係がある『鷲林拾葉鈔』も同様で、こちらは第一の「陀羅尼ハ捨惡持善ノ義總持不忘ノ義事」から第三の「梵語多含之事」までが釈名段で、以降が入文解釈段となっている。『直談鈔』を中心に、その内容構成を『鷲林拾葉鈔』と対照しながら見てみよう。

### ① 「陀羅尼翻總持事」

まず第一の「陀羅尼翻總持事」では次のようにある。

一に釈名の事、疏に云く「此には總持と翻ず。總持すれば惡起こらず、善失せず。又能遮能持と翻ず。能持は善を持し、惡を遮す(能持持善遮惡)。此は能く辺善を遮し(能遮辺善)、能く中善を持すなり」と。陀羅尼をば總持と翻ずる事は、一法に一切の法を攝し、能く持つが故也。『大論』には能持と判ず。『仏法秘藏記』に云く、「總持と名づくる事は一法の内に諸法を含する事、大地の一切の万物を含有するが如し」と釈せり。

又、遮惡持善とも云う也。之に付けて、爾前法華の不同あり。爾前の諸經の陀羅尼は当分当分の遮惡持善なり。去れば空觀に約する時は見思の惡を遮し、真諦の善を持す。仮觀に約する時は、塵沙の惡を遮してし出仮の利生の善を持する也。

さて今經の多(ママ)羅尼は空假の二辺の惡を遮して、中道の善を持する也。

(原文の漢字カナ交じり文を漢字平仮名に改め、正字を略字に置

き換え、句読点を付した。また、部分漢文は書き下した。カッコ内は筆者の補い。以下同じ）（栄心著・池山一切円解題『法華經直談鈔』三、四八五―四八六頁、以下頁数のみ記す）

初めに「疏に云く」として『法華文句』の引用がある。同疏では「此翻總持。總持惡不起善不失。又翻能遮能持。能持善能遮惡。此能遮邊惡。能持中善」（『大正藏』三四、一四六c）とあって、上に引用の傍線部分と比較すると、『直談鈔』は語句を誤って引いていることが分かる。また、次の傍線部分の「辺善」の語も同様で、もとの『文句』では「辺惡」となっており、意味が反対になってしまっている。実はこの『文句』の引用は『直談鈔』の独創ではなく、『鷲林拾葉鈔』が先行して同一部分を引用している。それは第一の「陀羅尼ハ捨惡持善ノ義總持不忘ノ義事」の最後に置かれているものであり、そこには『文句』の原文が正しく引用されている。この引用は、陀羅尼を中国では總持と翻訳し、それが善を持し、惡を遮す機能があることをいう文で、『大智度論』卷五に「陀羅尼は秦に能持と言ひ、或いは能遮と言ふ。能持とは、種種の善法を集め能く持して散ぜず失わせざらしむ。譬えば完器に水を盛るに、水漏散せざるが如し。能遮とは、惡は不善根心より生ず。能く遮して生ぜざらしむ。若し惡罪を作さんと欲するも持して作さざらしむ。是れを陀羅尼と名づく」（『大正藏』二五、九五c）とあるような解釈である。ただし『文句』

が「辺惡」「中善」としているのは天台的解釈である。

次に続いて、「陀羅尼をば總持と翻ずる事は、一法に一切の法を撰し、能く持つが故也」と解釈するのは『仏地經論』に依拠したものであろうが、<sup>3)</sup>『鷲林拾葉鈔』にも同様な解釈がある。それは同書が來意を説明した後に、最初に「一、釈名の事、陀羅尼とは、重々の功能あり。一には……」（尊舜著・永井義憲解題『法華經鷲林拾葉鈔』四、四五〇頁、以下頁数のみ記す）（原文の漢字カナ交じり文を漢字平仮名に改め、正字を略字に置き換え、句読点を付した。また、部分漢文は書き下した。以下同じ）として三つの機能を挙げる中の第二に次のようにある。

二には陀羅尼とは總持不妄の義也。總持とは、一接一切の意なり。一法に一切の法を接して、闕減無き處を總持と云う也。不妄とは、生生不失の義なり。（中略）虚空仏性の理法界に障礙無き處を云う也。是れ猶、始覺の心也。本門本覺の配立は三千常住にして、色心共に遍照法界なれば、已々本分の当体、本有不改也故に風声水音、常住の密語なる處を總持不妄とは云う也。（四五―四五二頁）

ここに挙げた解釈は『直談鈔』とは異なるもので、一法が一切法を撰するという意義は両者変わらないものの、『鷲林拾葉鈔』はそこから三千諸法の不生の理を虚空仏性とし、それが無障礙の点を不妄としている。さらに進んでは天台本覺思想の事常住まで示している。しかし、『直談鈔』はこの解釈を採らず、『大智度論』と『仏法秘藏記』の釈を簡略に出

すだけである。ここに編者栄心の、教理の簡略化と平易化という『直談鈔』編集の態度の一片を見てとることができよう。

次に続く部分は、「又、遮悪持善とも云う也。之に付けて、爾前法華の不同あり」以下、引文の最後までについてである。この部分の解釈は善と悪とについて、法華と爾前の諸教に區別し、爾前教の陀羅尼は「当分」(それぞれの経の分際における)遮悪持善であるとし、法華は空・仮・中の三観によって、空仮の偏りのない中道の善を持するものだととして、天台的解釈を示している。しかし、この部分もそのまま同文で『鷲林拾葉鈔』にあつて、これを踏襲したものであることがわかる。すなわち、『鷲林拾葉鈔』では、先に出したように、第一の項目「陀羅尼ハ捨悪持善ノ義総持不忘ノ義事」で、最初に「一、釈名の事、陀羅尼とは、重々の功能あり」として、以下三つの機能を挙げていたが、その第一に「一には捨悪持善の義也」とし、その後「之に付いて爾前の法華の不同あり」として、『直談鈔』と同文が続くのである。

以上の『直談鈔』の叙述の順序を追ってみると、『鷲林拾葉鈔』の第一の項目の内容の、最初にあるものを最後にもつてきて、最後にあるものを最初に置くというような置き換えをしていることが分かる。

## ② 「陀羅尼真言咒明云事」

次に第二の項目「陀羅尼真言咒明云事」を見よう。

『法華経直談鈔』における「陀羅尼品」解釈の検討(藤井)

又、多羅尼を真言とも云い、咒とも云う、明とも云う也。(イ) 先に真言と云う事は、釈して云く、真如の言語也。故に真言と名づくる矣。

さて、明と云うは陀羅尼の功德に依り、明らかに煩惱生死の迷闇を照らす故に明と云う也。

咒と云う事は、仏未だ出世したまわざる以前に、外道の法に禁咒の法と云う事あり。是れは物をまじないて奇特を顯す也。(中略) さて、仏出世し、正法の陀羅尼を説きたもう時、仏法の不思議を顯す也。此の仏法の奇特を外道の禁咒の法に寄せて咒と云う也。所詮(ロ) 陀羅尼とは、諸仏の内証の密証なれば、之を誦する時、知らず測らず障礙を除くが故に神咒と云う也。疏に云く、「悪世の弘経は喜んで悩難多し。咒を以て之を護り、道をして流通せしむる也」と。(四八六―四八七頁)

ここでは陀羅尼の訳語の、真言、咒、明という語のそれぞれの説明解釈である。この第二の項目の内容は『鷲林拾葉鈔』にほとんど既出のもので、多少の語句の相違を除いてはほとんどそのままである。まず陀羅尼を真言ということについて『鷲林拾葉鈔』では、第一の項目の「陀羅尼ハ捨悪持善ノ義総持不忘ノ義事」の中で、「三には真言とも名づくる也。陀羅尼とは、(ハ) 諸仏内証の密語にして真如の言説なる故に云う也」(四五二頁)とある。『直談鈔』では真如の「言語」といい、ここでは真如の「言説」とある。語句が異なるが、意は大同小異である。また、上引の『直談鈔』の傍線部(イ)(ロ)と『鷲林拾葉鈔』の傍線部分(ハ)とを比較すれば、『直

談鈔』が『鷲林拾葉鈔』の文言を適宜改変して取り込んでい  
ることが知られよう。

次に陀羅尼を明ということについては、『鷲林拾葉鈔』で  
は「又、明とも云う也。陀羅尼の功能に依りて煩惱の迷闇を  
破る心也」（四五二頁）とあって、『直談鈔』とほぼ同内容で  
ある。

続いて、陀羅尼を咒ということについては、仏出世以前の  
外道の禁咒の法に寄せて、仏法の奇特に付いて名づけたもの  
という解釈を出しているが、その後によく疏の引用まで含め  
て、ほとんど同内容が『鷲林拾葉鈔』の第一の項目の中で三  
つの機能を挙げている中の第三の部分に相当する（四五二頁）。  
ここで引用されている疏は『文句』の文で、先に来意の説明  
の時に挙げた部分である。

以上のように、『直談鈔』の第二の項目の内容も『鷲林拾  
葉鈔』をほとんど踏襲したものであることが知られた。

③「咒軍中密語如事」（小見出しでは「咒如軍中密語事」）  
次に第三の「咒軍中密語如事」はどうか。以下のような内  
容である。

（ア）疏に云く、「諸師或は咒を立つるとは、是れ鬼神王の名なり。  
其の王の名を称せば、一切の魍魅を降伏する矣」と。（イ）又云  
く、「或は云く、咒は軍中の密号の如しとは、大なる過失無き矣」  
と。軍中の密号とは、軍陣には必ず相語と云う事あり。此の相語

が合わざる者をば即ち敵也と知つて、或は之を殺し、或は搦め捕  
る也。（ウ）又云く、「咒とは密に黙して悪を治し、自ら休息す。  
譬えば、（中略。以下『文句』の長い引用）：咒も又此の如き也」  
と。（四八七―四八八頁）

この項目の内容は、ほとんど『文句』の引用から成り立っ  
ている。今、引用（ア）を見ると、本の『文句』の正確な引  
用ではない。『文句』には「諸師或は説かく、咒とは是れ鬼  
神王の名なり。其の王名を称すれば、部落は主を敬い敢えて  
非を為さず。故に能く一切の鬼魅を降伏す」（『大正蔵』三四、  
一四六c）とある。

また、次の引用（イ）は、同じく『文句』では「咒とは軍  
中の密号は、号を唱うるに相応すれば、訶問する所無く、若  
し相応せざれば即ち執つて罪を治するが如し。若し咒に順ぜ  
ずば、頭、七分に破る。若し咒に準ずれば、則ち過失無し」  
（同前書、同頁）とあるので、大分省略があることが分かる。

引用（ウ）は『文句』の長文の引用だが、不正確な引用で  
ある。この部分の引用もすでに『鷲林拾葉鈔』に引かれてい  
る（四五五―四五六頁）。

以上の三例の引用も『直談鈔』の独自の引用ではなく、や  
はり既に『鷲林拾葉鈔』の第二の項目「爾前法華陀羅尼不同  
事」の中で三例ともに引かれているものである。しかも、そ  
の引用は『直談鈔』に比べて『文句』の原文により忠実であ

る。たとえば、引用(ア)の部分は『鷲林拾葉鈔』の引用は、上記の『文句』の文で「部落」となっているところが「部類」となっているだけである。このように見ると、『直談鈔』は果たして『文句』に直接当たっているかどうか疑わしく、『鷲林拾葉鈔』からの孫引きで、それも正確でない引き方をしたのでないかと思われるのである。

というのも、引用(イ)の後に、軍陣中の合い言葉の説明がある。この説明部分について、『鷲林拾葉鈔』には、「軍中の密号とは抄物等に之を出さず。案推を以て之を思うに、軍中には必ず相語と云う事、之有り。此の相語合わざる時は、即ち敵也と知って、或は之を殺し、或はからめ取る也」(四五五頁)とあり、『直談鈔』と同内容の説明がある。ところが『鷲林拾葉鈔』には、軍中の密号については抄物等、ハンドブックなどには記載がなく、類推で言えば、という断り書きがある。しかし、『直談鈔』ではただちに軍中の密号とは合い言葉であると述べている。これは『直談鈔』が『鷲林拾葉鈔』を見て、類推の結果だけをそのまま援用したものであることを示すものであろう。

#### ④「梵語之事」(小見出しでは「梵語多含事」)

第四の項目「梵語之事」について見よう。次のようにある。

一、梵語多含なる事。疏に云く、「咒とは是れ諸仏の密語也。王の先陀婆を索むるが如し。一切の群下能く識ること有る事無く、

『法華経直談鈔』における「陀羅尼品」解釈の検討(藤井)

唯だ有智の臣のみ、乃ち能く之を知る。咒も亦た是くの如し。一切遍く得力有り。病癒え、罪除こること有り、善、道念を生ずる矣」と。先陀婆の譬は大経に之在り。大国に一人の王の在すが、一切の事に亘り、所用の時、先陀婆と仰せられる也。人、之を知らず。智臣有つて是れを聞知して、王の所用の事を叶うる也。妙楽の釈には、塩・水・器・馬矣と。先陀婆の一言に此の四心を含める也。去れば、王の先陀婆と仰せらるるを聞いて、食事の時分なれば塩の御用と心得て之を奉り、乃至馬などの御用と心得る時は馬を奉る也。其の如く梵語は多含にして一言に一切事を含む故に、唱うれば功德無辺也。尋ねて云く、「何ぞ必ず梵語は多含なるや」と。義に云く、「梵語とは、劫初に大梵天下りて、四十七言を説く。梵天の言を直に移す故に梵語と云う也」と。故に梵天の直語なれば多含也。天然は仏の生国にて功德殊勝の地なれば、彼の語は一言に徳(この一字衍字か)無辺の功德を撰する也。(四九〇頁)

この第四の項目内容も、疏や經典の譬喩譚の引用によって成り立っている。最初の「疏に云く」の引用は『文句』からの引用で、ほぼ原文通りであるが、傍線部分「一切遍く得力有り」は、『文句』では「祇だ是れ一法に遍く諸力有り(祇是一法遍有諸力)」(『大正蔵』三四、一四六c)となっている。『鷲林拾葉鈔』はどうかといえ、同じ引用があり、こちらは「只是れ一切遍く諸の力有り」となっていて、「一法」でなくて『直談鈔』と同じく「一切」となっている。このことを見ると、『鷲林拾葉鈔』が『文句』の「一法」を「一切」と誤記し、それを『直談鈔』が承けて、さらに「諸力」を「得力」

『法華經直談鈔』における「陀羅尼品」解釈の検討（藤井）

七八

に改変したものであろうと考えられる。

疏の引用の後に先陀婆の説明があるが、この説明部分も実は『鷲林拾葉鈔』に文言もほぼそのまま存在する（四五六頁）。

また、次に「義に云く」として梵語の由来を解釈するが、この『義』とは實範撰『阿字義』と考えられる。<sup>6)</sup>この引用も、またその後の説明部分も『鷲林拾葉鈔』に『直談鈔』とほとんど同一の文言が見られる。

このように第四の項目部分も、『鷲林拾葉鈔』を承け、それを少しく改変したものであろうと考えられる。

### ⑤ 「金錢比丘之事」以降

第五の「金錢比丘之事」以降、最後の第十一「二門口月八三事」は内容としては入文解釈段で、經の文句の解説部分である。この六項目の部分に『直談鈔』では六つの説話が紹介されている。その第一の説話が項目名のとおり「金錢比丘之事」であるが、第二は鬼が不信の老僧を喰らい、陀羅尼を読んだ若い僧は助かったという話である。第三は鬼子母神の説話、第四は仏蓮という法華の法師が日に三時に沐浴するのを、その世話を厭って逃げた弟子の代わりに二人の童子が世話したが、その一人は藍婆、もう一人が毘藍婆であったという話。第五は法華誦の宝老梵志という人が宝珠を童子から得た話。第六は、秤を誤魔化した商人が雷に打たれて死に、

その背に「二門口月八三」という文があったが、誰も読めなかった。それをある儒者が各文字に縦の線を一本引けば「市中用小斗」（市中に小斗を用う）と読めると謎解きをした話である。『鷲林拾葉鈔』では、第一と第二を除いた四つの説話を載せている。また『直談鈔』になく、『鷲林拾葉鈔』に特徴的なことは、慈鎮和尚の言を出して和歌陀羅尼に言及していることである。そして和歌を六首収録している。これは『直談鈔』からすると、『鷲林拾葉鈔』から和歌を省略して、その代わりに説話二つを増加したということである。これも栄心の『直談鈔』編集方針であると考えられる。

### 三 小結

これまで『直談鈔』『陀羅尼品』の内容、その構成について『鷲林拾葉鈔』と比較対照しながら検討してきた。その結果を記せば、『直談鈔』はその内容について大きく『鷲林拾葉鈔』を承け、それを撰者栄心の編集方針に従って改変したものであるということである。その編集方針とは、第一に教理の簡素化、換言すれば平易化であり、第二には、これは第一と関連するが、説話の増広に見られるような通俗化である。このことはこれまでの筆者による検討によっても知られたことであったが、教理的には墮落衰退であっても、人々の新しい時代の要請を敏感に察知し、それに応ずる形で編纂された

ものではなかったかと思われる。しかし、そのような編集方針のもとでの撰述でも、実際の作業には『鷲林拾葉鈔』の安易な孫引き、あるいは引用の恣意的な改変などが見えるなど、杜撰な点も見出される。

- 1 拙論「『法華經直談鈔』における「普門品」解釈の検討——『法華經鷲林拾葉鈔』との対比から——」多田孝文名誉教授古稀記念論文集『東洋の慈悲と智慧』（山喜房仏書林、二〇一三年三月）四五—五八頁、同「『法華經直談鈔』における「寿量品」解釈の検討」（『印度学仏教学研究』五七—二、二二—一六頁、二〇〇九年三月）、同「『法華經直談鈔』における「方便品」解釈の検討」（『印度哲学仏教学』二三号、一六二—一七三頁、二〇〇八年十月）、同「『法華經直談鈔』の内容検討——『法華經鷲林拾葉鈔』との対比から——」（望月海淑編『法華經と大乘經典の研究』（山喜房仏書林、二〇〇六年六月）二九五—三三三頁）。
- 2 「陀羅尼品」の『法華經』中の配置は、諸本によって異なっている。竺法護訳『正法華經』では第二十四章に、『添品妙法蓮華經』ではサンスクリット本テキストと同じく第二十一章に置かれている。
- 3 『仏地經論』に「陀羅尼者。増上念慧能總任持無量佛法。令不忘失。於一法中持一切法。於一文中持一切文。於一義中持一切義。攝藏無量諸功德故名無盡藏」（『大正藏』二六、三二五c）。
- 4 空海に仮託されている『秘藏記』を指すようだが、この記については空海以降のものとされている。大沢聖寛「弘法大師の教学と秘藏記」（『印度学仏教学研究』三六一—、一九八七年

『法華經直談鈔』における「陀羅尼品」解釈の検討（藤井）

二月）、同「秘藏記と弘法大師」（同前書、三八—二、一九九〇年三月）など参照。

5 『文句』には、「或云咒者。密黙治惡惡自休息。譬如微賤從此國逃彼國。訛稱王子。彼國以公主妻之。多瞋難事。有一明人從其國來。主往說之。其人語主。若當瞋時說偈。偈云。無親遊他國。欺誑一切人。麤食是常事。何勞復作瞋。說是偈時默然瞋歇後不復瞋。是主及一切人但聞斯偈。皆不知意。咒亦如是」（『大正藏』三四、一四六c）とある。

6 『阿字義』に「劫初之時。世無法教。梵王下來授。以此悉曇章。根源四十七言。流派餘一萬。世人不解無由」（『大正藏』七七、五三一a）とある。

〈キーワード〉 『法華經』、陀羅尼品、栄心、『法華經直談鈔』、『法華經鷲林拾葉鈔』

（国際仏教学大学院大学教授）